

事業主様・事務ご担当者様

関西文紙情報産業健康保険組合

### 番号制度導入に伴う「届出」の新様式の調製遅延について（お願い）

標記のことにつきましては、平成28年12月16日付で、様式変更のお知らせをいたしました。未だ「被保険者 資格取得届」について、厚生労働省よりその新様式が示されておりません。

つきましては、平成29年1月1日以降、当分の間、資格取得及び扶養認定にかかる届出について、下記のとおり、“個人番号記入欄のない”の現行の届書（様式）を使用していただくとともに、個人番号の届出は、本日、組合ホームページに掲載いたしました、「個人番号届」によりご提出いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 「健康保険 被保険者資格取得届」について

- ①当分の間、現行の“複写式”の届書（様式）を使用してください。
- ②複写のうち、健康保険分につきましては、ホームページに掲載しました「健康保険（被保険者）個人番号届」を添付いただき、健康保険組合にご提出ください。
- ③複写のうち、厚生年金保険分につきましては、日本年金機構（事務センター）に、直接ご提出ください。

#### 2. 健康保険 被扶養者（異動）届について

- ①当分の間、現行の“複写式”の届書（様式）を使用してください。
- ②ホームページに掲載しました「健康保険（被扶養者）個人番号届」を添付いただき、健康保険組合にご提出ください。
- ③配偶者（20歳以上60歳未満）の届出のときは、被扶養者の認定後に、「国民年金第3号被保険者関係届」を日本年金機構（事務センター）に、直接提出してください。その際には、健康保険組合からの扶養認定にかかる「認定の通知」か「被保険者証」の写しの添付、または事業主による証明（書）の添付が必要となります。

すでにご案内のとおり、平成29年1月から、日本年金機構（年金事務センター）への回付事務を廃止させていただきます。

このため、「健康保険分」の届書と「厚生年金保険分」の届書は、健康保険組合と年金事務センターに、それぞれ分けて提出していただきますようお願いいたします。

このことについての、ご連絡・お問合せは06-6765-9212（適用課・給付課）までお願いします